参加者基金所要額に関する規則

制定 平成16年 5月 6日

改正 平成27年11月25日

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第51条第1項の規定に基づき、参加者基金所要額を定める。

(参加者基金所要額)

- 第2条 各 DVP 参加者の参加者基金所要額は、別表によるものとする。ただし、当社は、 当該 DVP 参加者が合併する場合その他必要と認める場合は、参加者基金所要額を臨時に 変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、新たに清算資格を取得した者が預託すべき参加者基金所要額は、当該清算資格取得申請者の会社規模、取引実績及び見込み並びに清算資格の取得の申請を行った日における各 DVP 参加者の参加者基金所要額等を勘案して当社がその都度定める額とし、当社が必要と認める期間これを適用する。

(追加損失負担金)

第3条 業務方法書第88条第2項に規定する当社が規則で定めるものは、別表第1項に 規定する基礎所要額及び追加所要額の合計額とする。

附則

- 1 この規則は、平成16年5月6日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年5月17日までに清算資格を取得する 者の参加者基金所要額は、第2条第1項の規定によるものとする。

附 則(平成27年11月25日通知)

この改正規定は、平成29年3月31日以後の当社が定める日から施行する。

(注)「当社が定める日」は平成29年3月31日。

別表

参加者基金所要額の計算に関する表

1. 参加者基金所要額は、次の計算式により計算して得た額とする。

参加者基金所要額 = 基礎所要額 + 追加所要額 + 超過関係法人等所要額

- (注1) 「基礎所要額」は、すべての DVP 参加者が一律に預託すべき金額で、当 社が別に定める額とする。
- (注2) 「追加所要額」は、参加者基金基本総額(基礎所要額及び追加所要額の総額として、すべての DVP 参加者の参加者決済額の相当範囲を上回る金額として当社が別に定める額をいう。以下同じ。)から基礎所要額に DVP 参加者数(業務方法書第51条第2項に規定する適用日における DVP 参加者の数をいう。)を乗じて得た額(以下「基礎所要額総額」という。)を減じて得た額を各 DVP 参加者に対する当社の債務引受額に応じて配賦して得た額とし、次項により計算する。
- (注3) 「超過関係法人等所要額」は、その差引支払限度額合計(差引支払限度額に関する規則第3条第1項に規定する差引支払限度額合計をいう。)が超過関係法人等限度額(同第4条第1項に規定する超過関係法人等限度額をいう。以下同じ。)の適用を受けるDVP参加者グループ(同第3条第1項に規定するDVP参加者グループをいう。以下同じ。)に属するDVP参加者が当社に預託すべき額とし、第3項により計算する。
- 2. 追加所要額は、次の計算式により計算される額(小数点以下は切り上げる。)とする。

追加所要額 = 個別配賦額 × 追加係数

- (注1) 「追加係数」は、参加者基金基本総額から基礎所要額総額を減じて得た額を、次の(注2)に規定する差引支払額ピーク平均値(基金)のうち最大の値から基礎所要額総額を減じて得た額で除して得た額(小数点第13位以下は切り上げる。)とする。
- (注2) 「差引支払額ピーク平均値(基金)」は、業務方法書第51条第2項に規定する基準日から起算して過去70日間(休業日を除く。)における次の(注3)に規定する差引支払額ピーク値のうち、大きいものから順に6日分の値の平均値(小数点以下は切り捨てる。)とする。ただし、当該平均値が基礎所要額総額を下回る場合は、当該基礎所要額総額とする。
- (注3) 「差引支払額ピーク値」は、各 DVP 参加者の各決済日における差引受払

額が差引支払額となった場合の最大の額(当該決済日を通じて差引受払額が差引支 払額とならなかった場合は、零とする。以下同じ。)とする。ただし、DVP参加者 が口座系利用 DVP 参加者である場合は、各口座系の各決済日における差引受払額 が差引支払額となった場合の最大の額を合計して得た値とする。

- (注4) DVP 参加者の清算資格を取得した日の前日以前の期間における差引支払額 ピーク値は、資格取得の申請の際に当社に申し出た数値、当該 DVP 参加者の会社 規模並びに取引実績及び見込みを勘案して、当社がその都度定める額とする。
- (注5) 「個別配賦額」は、すべての DVP 参加者の差引支払額ピーク平均値(基金)について、その小さい順から、一の差引支払額ピーク平均値(基金)(同一の差引支払額ピーク平均値(基金)が複数ある場合は、そのうちの一の値に限る。)及び次に小さい差引支払額ピーク平均値(基金)との差額を、当該一の差引支払額ピーク平均値(基金)を上回る差引支払額ピーク平均値(基金)であるすべてのDVP 参加者の数で除して得た額(小数点第4位以下は切り上げる。)を、当該 DVP参加者に均等配賦して得た額を DVP 参加者ごとに合計して得た額とする。
- (注6) 最大関係法人等限度額(差引支払限度額に関する規則第3条第1項に規定する最大関係法人等限度額をいう。)の適用を受け、同別表第2項の減額後の差引支払限度額を計算した後においては、当該適用を受ける日の前日以前の期間における差引支払額ピーク値は、当該適用後に適用される差引支払限度額(業務方法書第46条第1項に規定する差引支払限度額をいう。以下同じ。)を勘案して、当社がその都度定める額とする。
- 3. 超過関係法人等所要額は、次に掲げる順序に従って計算する。
 - (1) 超過関係法人等限度額の適用を受ける DVP 参加者グループごとに、当該超過関係法人等限度額から流動性基本総額(業務方法書第69条第1項の規定に基づき当社が差引受取参加者に対する支払債務を履行するのに足りる必要最小限の資金総額として当社が別に定める額をいう。)を差し引いた額(以下「超過関係法人等所要額合計」という。)を算出する。
 - (2) すべての DVP 参加者グループにおける超過関係法人等所要額合計について、その額が小さい超過関係法人等所要額合計(同一の額のものが複数ある場合には、そのうちの一の値に限る。以下この号において同じ。)から順に、当該超過関係法人等所要額合計とその次に額が大きい超過関係法人等所要額合計との差額を計算する。
 - (3) すべての DVP 参加者グループにおける超過関係法人等所要額合計のうち、最も小さい超過関係法人等所要額合計(同一の超過関係法人等所要額合計が複数ある場合は、そのうちの一の値に限る。)については第1号に規定する DVP 参加者グループに属する DVP 参加者に、前号により計算した各差額については当該各差額に係る DVP 参加者(その DVP 参加者グループの超過関係法人等所要額合計が当該各差額の算出に

用いた大きい方の超過関係法人等所要額合計以上である場合に限る。)に、差引支払額 ピーク平均値(基金)に基づき配賦し、その配賦額を DVP 参加者ごとに合計する。 この場合において、前項の規定を準用する。

(注) 超過関係法人等限度額の適用を受け、超過関係法人等所要額を計算した後においては、超過関係法人等所要額の適用を受ける日の前日以前の期間における差引支払額ピーク値は、当該適用後に適用される差引支払限度額を勘案して、当社がその都度定める額とする。